

就学援助制度についてのお知らせ

多可町教育委員会

お子さんたちが、安心してより良い学校生活が送れるように、学用品や学校給食などに係る費用の一部を援助する制度があります。この制度の内容は、次のとおりです。

ご希望の方は、下記により申請してください。

1. 援助対象となる方

- 生活保護を受けている方
- 児童扶養手当の支給を受けている方（母子・父子家庭等に支給される手当）
- 次のいずれかに該当する世帯
 - 個人事業税または固定資産税の減免措置を受けている（ただし家屋新築によるものは除く）
 - 国民年金保険料の全額免除を受けている
 - 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている
 - 生活福祉資金貸付制度の貸付を受けている
 - 職業安定所登録日雇労働者である
- 平成29年中の世帯の合計所得が別に定める所得基準額（※別表1）以下の世帯
- 町民税が非課税の世帯
- その他特別の理由のある方で教育委員会が関係機関と協議して必要と認める方

所得基準額（※別表1）

（単位：円）

世帯構成人員	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増すごと
平成29年中 合計所得金額	1,780,000	2,216,800	2,628,000	3,015,200	416,000

（注）1. 給与所得のみの方は、「給与所得控除後の金額」、給与所得以外の方は、「所得額」。

2. 所得のある人が同一世帯の中で2人以上の場合は、合算した額で算定すること。

2. 申請期間

	提出期間	提出場所	援助の開始時期
4月受付	<u>4月10日(火)～4月17日(火)</u> ※援助対象の1～3の いずれかに該当する方	お子さんが 在籍する学校 または	◎新入学学用品費・・・4月 ◎学校給食費・・・5月 ◎修学旅行費・・・実施後 ◎その他の援助費および 認定までに口座振替済みの 学校給食費の還付・・・7月
6月受付	<u>6月1日(金)～6月14日(木)</u> ※援助対象のいずれかに該当する方	教育委員会 (教育総務課)	◎すべての援助費・・・7月 (修学旅行費、校外活動費は 実施後の支給です。)

※ 6月受付の申請期間を過ぎると申請日の翌月からの認定になり、新入学学用品費、実施済の修学旅行費や校外活動費の支給ができなくなります。（援助の内容は裏面を参照してください。）

3. 援助の内容 (○印が援助を受けられるもの)

援助する項目	小学校						中学校			生活保護を受けている方			
										小学校		中学校	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1~5年	6年	1・2年	3年
新入学学用品費	○						○						
通学用品費		○	○	○	○	○		○	○				
学用品費	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
校外活動費	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
修学旅行費									○		○		○
学校給食費	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

※学用品費と通学用品費は月割りし各学期末に支給、修学旅行費・校外活動費は、実施の学期末に支給します。
 ※入学前に新入学学用品準備費の支給を受けた方は、新入学学用品費は支給しません。

4. 申請の方法

申請を希望される保護者は、各学校または教育委員会教育総務課へ申し出てください。申請書をお渡します。申請書とともに、下記の必要な書類を添付して申請してください。

下欄の1～6いずれかに該当する方	必要な添付書類
1. 生活保護を受けている	申請の必要ありません
2. 児童扶養手当の支給を受けている	児童扶養手当証書のコピー
3. 次のいずれかに該当する (ア) 個人事業税または固定資産税の減免 (イ) 国民年金保険料の全額免除 (ウ) 国民健康保険税の減免または徴収猶予 (エ) 生活福祉資金貸付制度の貸付を受けている (オ) 職業安定所登録日雇労働者である	認定通知書のコピー (認定期間の記載要) ※年度の途中で認定期間が終了する場合は、再度、添付書類を提出してください。
4. 前年の世帯所得が基準額以下である	(4の場合) 平成30年度(平成29年中)の所得証明書 (5の場合) 平成30年度(平成29年中)の課税証明書 (4. 5とも世帯全員の記載要)
5. 町民税が非課税である	住民税普通徴収の方・・・6月1日発行開始 住民税特別徴収の方・・・5月16日発行開始
6. その他特別の理由がある	平成30年度(29年中)の所得証明書(世帯全員の記載要) 認定にかかる協議申出書・その他必要な書類

※小学校・中学校のどちらにもお子様がいらっしゃる場合は、それぞれの学校へ申請が必要です。
 その際、4～6で必要な添付書類は、中学校に提出する申請書にはコピーを添付してください。

5. お問い合わせ先

お子さんが在籍されている小学校・中学校または、
 多可町教育委員会 教育総務課 就学援助担当 (TEL 32-2384 (直通))
 ご不明なことがございましたらお気軽にお問い合わせください。